

昭和三十四年十一月二十日 衆議院

昭和三十四年八月の水害又は同年
八月の水害

常住宅法の特例等に関する法律

案(内閣提出)
昭和三十四年台風第十五号により

災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する

する特別措置法案(内閣提出)昭和三十四年二月段々入用つて署

同和二十四年七月及び八月の水害
又は同年八月及び九月の風水害

を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案（内閣

昭和三十四年七月及び八月の水害
提出)

又は同年八月及び九月の風水害
を受けて市町村職員共資組合の

組合員に支給する災害見舞金の額の算定

額の特例に関する法律案（内閣提出）

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた

公立の学校等の建物等の災害復

旧に關する特別措置法案（内閣提出）

昭和三十四年八月及び九月の風水

害による任意共済に係る保険金の支払等にあてるための資金の

融通に関する特別措置法案（内閣提出）

昭和三十四年八月及び九月の風水

害を受けた私立学校施設の災害 復旧に関する特別措置法案（内）

閣提出

昭和三十四年八月及び九月の暴風
雨による堆積土砂及び湛水の排

除に関する特別措置法案（内閣提出）

風水害に伴う公営住宅法の特例等に題する法律案、昭和三十四年台風第十五号により災害を受けた伊勢湾等に面する地域における高潮対策事業に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた市町村職員共済組合の組合員に支給する災害見舞金の額の特例等に関する法律案、昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害による任意共済に係る保険金の支払等にあつてための資金の融通に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の風水害を受けた私立学校施設の災害復旧に関する特別措置法案、昭和三十四年八月及び九月の暴風雨による堆積土砂及び湛水の排除に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案、以上十八案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

の水害又は同年八月及び九月の風
水害を受けた地方公共団体のうち
政令で定めるものは、次の各号に
掲げる場合においては、昭和三十
四年度に限り、地方財政法（昭和
二十三年法律第百九号）第五条の
規定にかかるらず、地方債をもつ
てその財源とすることができる。
一 地方税、使用料、手数料その
他の徴収金で命令で定めるもの
の当該災害のための減免であつ
て、その程度及び範囲が被害の
状況に照らし相当と認められる
ものによつて生ずる財政収入の
不足を補う場合

二 当該災害に係る灾害救助対
策、伝染病予防対策、病虫害駆除
対策、救農土木対策その他これ
らに類する命令で定める災害対
策に通常要する費用で当該地方
公共団体の負担に属するものの
財源とする場合

（公共土木施設等の小灾害に係る
地方債の元利補給）

は一学校ごとの工事の費用が十五円をこえるもの（公立学校施設事業費復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定による國の負担のないものに限る。）の經費に充てるため發行が許可された地方債については、國は、毎年度当該年度分の元利償還金の百分の三十八・三に相当する額（被災團体のうち政令で定める特に被害の著しいものがその發行を許可された地方債については、元利償還金の三分の二に相当する額）の地方債元利補給金を当該地方公共団体に交付するものとす。

相当する額の地方債元利補給金を、当該市町村に交付するものとする。
(地方債の引受け)
第四条 前三条の地方債は、国が資本運用部資金又は簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつてその金額を引き受けるものとする。
(起債許可についての協議)
第五条 自治府長官は、第一条の規定による地方債について地方自治法第二百五十条の規定による許可をしようとするときは、あらかじめ大蔵大臣と協議しなければならない。この場合において、当該地方債が簡易生命保険及び郵便年金特別会計の積立金をもつて引き受けるものであるときは、あわせて郵政大臣と協議しなければならない。
(政令への委任)
第六条 第一条から第三条までの規定による地方債の利息の定率及び償還の方法並びに第二条及び第三条の規定による地方債元利補給金の交付の方法その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。
理 由
昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体に対し、財政収入の不足を補うため又は災害対策の

財源とするための地方債の発行を認めるとともに、公共土木施設、公立学校施設及び農地その他の農林水産業施設の小灾害に係る地方債について國が一定率の元利補給をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、公布の日から施行する。

附 則

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害により損害を受けた市町村職員共済組合の組合員に対し支給する災害見舞金の額について特例を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

右
国会に提出する。
昭和三十四年十一月七日

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十四年八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公立の学校等の建物等の災害復旧に関する特別措置法
(定義)

第一条 この法律において「公立学校」とは、公立の学校で、学校教育法(昭和二十四年法律第二百七号)第五条第四号に掲げる社会教育に關する施設である体育館、運動場、

業用施設又は被災林道の災害復旧事業については、暫定措置法第三条第一項中「次項各号（第三項の区域内の農地、農業用施設、林道及び漁港施設の災害復旧事業の事業費のうち同項の政令で定める額に相当する部分については、同項各号）」とあるのは「次項各号」とし、同条第二項第一号、第二号及び第三号ロ中「十分の五」とあり、又は「十分の六・五」とあるのは「十分の九」とする。

二 前号の政令で定める地域については、暫定措置法第三条第三項中「その年の一月一日から十二月三十一日まで」とあるのは、「昭和三十四年においては、一月一日から六月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日まで（漁港施設については、一月一日から十二月三十一日まで）」とする。

三 水害等に係る被害共同利用施設のうち、政令で定める地域内のものについては、暫定措置法第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」と、暫定措置法第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の九」とし、その他のものについては、同号中「十分の二」とあるいは「十分の五」とする。

前項第一号及び第一号の規定は、これらの規定を適用しないものとして暫定措置法の規定により算定した暫定措置法第三条の規定により國が行う補助の額が、同項第一号及び第二号の規定を適用し

(開拓地の施設等に対する助成措置)
第二条 都道府県が、次に掲げる施設(暫定措置法第二条第一項に規定する農業用施設又は同条第四項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。)で政令で定める地域に発生した水害等(第三号に掲げる施設については、政令で定める地域に発生した昭和三十四年九月の風水害)を受けたものの災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が三万円以上のものの事業費につき十分の九を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費(都道府県が十分の九をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費)の全部を補助することができる。
一 開拓地における住宅、農舎、畜舎及び禽舎
二 開拓地における農業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

係る同条第六項に規定する災害復旧事業（同条第七項の規定により災害復旧事業とみなされるものを含む。）を行ふ場合において、当該災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業（以下「災害関連事業」という。）を行うときは、国は、予算の範囲内で、当該災害関連事業の事業費につき、その三分の二を補助することができる。

2 都道府県が、前項に規定する災害復旧事業に係る災害関連事業を行ふ者に対し、当該災害関連事業の事業費につき三分の二を下らない率による補助をする場合には、国は、予算の範囲内で、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年一月一日以後に発生した災害について適用する。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法

右に於て提出する。

昭和三十四年十一月七日
内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法

(公共土木施設災害復旧事業に関する特別措置)

第一条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに關し、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和二十六年法律第九十七号)、以下「負担法」という。)第三条の規定により地方公共団体(港湾法(昭和二十五年法律第二百一十八号)に基く港務局を含む。)に対し國が費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する國の負担率については、同法第四条第一項及び第四条の二の規定にかかわらず、当該地方公共団体(地方公共団体の組合又は港務局にあつては、これを組織する地方公共団

体)について、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害につき、同法第七条の規定により決定された災害復旧事業費の総額を次の各号に定める額に区分して逐次に当該各号に定める率を乗じて算定した額の当該災害復旧事業費の総額に対する率を、同法第四条第一項の規定による率とする。この場合において、その率は、小數点以下三位まで算出するものとし、四位以下は、四捨五入するものとする。

一 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入（負担法第二条第四項に規定する標準税収入をいいう。以下同じ。）の二分の一に相当する額までの額については、十分の八

二 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入に達するまでの額に相当する額については、十分の九

三 当該地方公共団体の昭和三十四年度の標準税収入をこえる額に相当する額については、十分の十

前項に規定する災害に関する負担法第三条各号に掲げる施設について国が施行する災害復旧事業の事業費で、地方公共団体（港務局を含む。以下同じ。）がその費用の一部を負担するものについての当該地方公共団体の負担の割合は、同法第五条及び他の法令の規定にかかわらず、それぞれ、前項の規定により國が負担すべき割合を除いた割合とする。

昭和三十四年十一月二十日 来議院会議録第八号 昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案外十七案

3 前二項の規定は、負担法の規定により算定した国の負担率が第一項の規定により算定した国の負担率をこえる場合においては、適用しない。

(災害関連事業に関する特別措置)

第二条 地方公共団体又はその機関が、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、負担法第二条に規定する災害復旧事業を施行する場合において、当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して負担法第三条各号に掲げる施設のうち政令で定めるものの新設又は改良に関する事業を施行するときは、他の法令の規定により国が当該新設又は改良に関する事業の事業費の三分の一以上を負担し、又は補助する場合を除き、他の法令の規定により國がその事業費の一部を負担し、又は補助する場合については、これらの規定にかかわらず、その負担率又は補助率を三分の一とし、その他の場合にあつては、国は、その事業費の三分の二を補助する。

(水防資材に関する補助)

第三条 昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)に規定する水防管理団

体が水防のため使用した資材に関する費用を政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の三分の一を補助することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行し、この法律に規定する事項であつてこの法律の施行前に係るものについても適用する。

理由

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設の災害復旧事業並びに再度災害防止のための災害関連事業を促進するため、その事業費に対する国の負担率等について特別の措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(加藤錦五郎君) 委員長の報告を求めます。災害地対策特別委員長南條徳男君。

[報告書は会議録追録に掲載]

〔南條徳男君登壇〕
○南條徳男君 ただいま議題となりました、昭和三十四年九月の暴風雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案外十七件につきまして、災害地対策特別委員会における審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。

右の各法律案は、本年累次にわたつて発生した風水害等に關し、これが対

策としてそれぞれ特別の措置を講じようとするものであります。その要旨を簡潔に申し述べることといたします。

まず、建設関係四件につき申し述べます。

次に、中小企業関係三件について申述べます。

次に、商工組合中央金庫の貸付利率を引き下げ、また、保証保険の填補率の引き上げ及び保険料の引き下げ等を行ないます。

次に、審議の経過につき申し述べます。

まず、委員会が当面の緊急問題として取り上げましたのは、第十五号台風による決堤堤防の応急仮締め切り、排水作業の問題であります。第十五号台風による災害は、その湛水地域が非常に広範に及び、真に未曾有のものであります。その仮締め切り排水作業の完了は緊急中の緊急を要する措置でありますので、これについて、各委員より、終始、真剣な対策が行なわれた次

第であります。その間、仮締め切り作業の進捗状況について、地元被災者の不安、動搖はなはだしく、長期にわたる湛水のため、被災者の惨状などに憂慮すべきものがありますので、去る七日の委員会において、自由民主党、日本社会党及び社会クラブ共同提案として、全会一致をもつて災害湛水地域に対し、この事態を重視し、最善の措置を講すべきことを強く要請し、これ表明があつた次第であります。

委員会として、以上当面の緊急問題の審議とともに、逐次各法律案の付託を待つて、その審査に鋭意努力して参つたのであります。その間、法律案の審査に慎重を期し、かつ、その審査の促進をはかるため、建設、農林水産等、各部門ごとに小委員会を設置しました。災害地の知事及び市長等を参考人として出席を求めて、災害地の実情

以上申し述べました特例措置は、政令をもつて指定された被害農地に適用することになります。

次に、審議の経過につき申し述べます。

まず、委員会が当面の緊急問題として取り上げましたのは、第十五号台風による決堤堤防の応急仮締め切り、排水作業の問題であります。その仮締め切り排水作業の完了は緊急中の緊急を要する措置でありますので、これについて、各委員より、終始、真剣な対策が行なわれた次第であります。その間、仮締め切り作業の進捗状況について、地元被災者の不安、動搖はなはだしく、長期にわたる湛水のため、被災者の惨状などに憂慮すべきものがありますので、去る七日の委員会において、自由民主党、日本社会党及び社会クラブ共同提案として、全会一致をもつて災害湛水地域に対し、この事態を重視し、最善の措置を講すべきことを強く要請し、これ表明があつた次第であります。

委員会として、以上当面の緊急問題の審議とともに、逐次各法律案の付託を待つて、その審査に鋭意努力して参つたのであります。その間、法律案の審査に慎重を期し、かつ、その審査の促進をはかるため、建設、農林水産等、各部門ごとに小委員会を設置しました。災害地の知事及び市長等を参考人として出席を求めて、災害地の実情

実情に即応する彈力的な措置を行
い、以て沿岸漁民の早期立上りを促
進すべきである。
こいつのであります。

水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案に対する附帯決議は、

事業については、再度災害の発生を防止するため、原形復旧主義を改良復旧主義に改め、一工区五十米を百米とし、また災害関連事業賃助成についても、所要の措置を講すべきである。

また、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた公共土木施設等の災害復旧等に関する特別措置法案に対する附帯決議は、

財政措置を講じ、また災害関連事業費助成についても、所要の措置を講すべきである。
というのであります。

〔参照〕 第八号 昭和三十四年九月の暴風雨により壩害を受けた農地の除塙事業の助成に関する特別措置法案外十七案 加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案

昭和三十四年九月の暴風雨により
塩害を受けた農地の除塩事業の助成
に関する特別措置法案の一報を次
のように修正する。

昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例等に関する法律案の一部を次のように修正する。

○議長（加藤健五郎君） 御異議なしと認めます。よつて、十八案は委員長報告の通り決しました。（拍手）

物質の 一二四

て、当該外国人又は外国法人に對し、その責任を免かれさせるようにして、及び損害を与えないようにすることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

受けた農林水産業施設の災害復旧事業等に関する特別措置法案に対する附帯決議は、
政府は、農林水産業施設災害復旧
塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案の一部を次のように修正する。
附則を次のように改める。

(この法律の施行前にした除塩事業)
2 この法律は、この法律の施行前に行つた除塩事業についても適用する。

第三条中「被災市町村のうち政令で定める特に被害の著しいものがその」を「被災地域のうち政令で定める特に被害の著しい地域」に改めることとする。

○議長（加藤鑑五郎君）十八案を一括して採決いたします。

雨により塩害を受けた農地の除塩事業の助成に関する特別措置法案、昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた者に対する

直法案及び昭和三十四年七月及び八月の水害又は同年八月及び九月の風水害を受けた地方公共団体の起債の特例の母子福祉資金の貸付に関する特別措

吉は修正、他の十五案の委員長の報告等に關する法律案の三案の委員長の報告等は可決であります。十八案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鐵五郎君) 日程第一、核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案を議題といたします。

右
核燃料物質の加工の請負に伴う外国人等の責任の免除等に関する法律案

国会に提出する。
昭和三十四年十一月七日

内閣総理大臣 崑 言介

○議長(加藤鑑五郎君) 委員長の報告を求めます。科学技術振興対策特別委員長村瀬宣親君。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔村瀬宣親君登壇〕

した、核燃料物質の加工の譲負に伴う
外国人等の責任の免除等に関する法律
案につきまして、科学技術振興対策特
別委員会における審査の経過並びに結
果を御報告申し上げます。

本法案の骨子は、政府が核燃料物質の加工を外国人等に請け負わせる場合に、その外国人等の責任を免除する等の措置ができるようにしておこうとするものであります。

その理由は、さきに締結されました日米原子力一般協定の中に、政府が米国政府から核燃料物質の引き渡しを受け

文教委員	横路 節雄君	野口 忠夫君	西村 力弥君	神近 市子君	科学技術振興対策特別委員
商工委員	園田 直君	西村 直己君	田中 武夫君	石野 久男君	一、去る十九日議長において、次の通り
					常任委員の補欠を指名した。
外務委員	小泉 純也君	小林 進君	加藤常太郎君	帆足 計君	一、去る十八日議長において、次の通り
社会労働委員	農林水産委員	田邊 國男君	（特別委員辞任）	災害地対策特別委員	特別委員の補欠を指名した。
予算委員	辻原 弘市君	横山 利秋君	（特別委員辞任）	辻原 弘市君	一、去る十四日内閣から提出した議案
災害地対策特別委員	田中 武夫君	田中 楊三郎君	（議案提出）	田中 楊三郎君	は次の通りである。
一、去る十六日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十四日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。	一、去る十七日委員会に付託された議案は次の通りである。
災害地対策特別委員	辻原 弘市君	横山 利秋君	（議案付託）	（議案付託）	院議員提出案を参議院に送付した。
一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十四年度特別会計予算補正（第2号）	衆議院会議録第八号 朗読を省略した議長の報告
災害地対策特別委員	田中 武夫君	田中 楊三郎君	（特別委員辞任）	（特別委員辞任）	公土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（中島巖君外十七名提出）
一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。	一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。	一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。	一、去る十九日議長において、次の通り特別委員の辞任を許可した。	（内閣提出第三号）	公土木施設災害復旧事業費国庫負担法の一部を改正する法律案（中島巖君外十七名提出）
災害地対策特別委員	田中 楊三郎君	横山 利秋君	（議案付託）	（議案付託）	灾害地対策特別委員会 付託
一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	一、去る十八日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。	（内閣提出第三号）	（議案付託）
災害地対策特別委員	田中 楊三郎君	横山 利秋君	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）
（特別委員補欠選任）	五島 虎雄君	中島 巍君	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）
一、去る十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	一、去る十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	一、去る十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	一、去る十六日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	（内閣提出第三号）	（議案付託）
災害地対策特別委員	八木 一男君	中井徳次郎君	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）
（特別委員補欠選任）	辻原 弘市君	田中 武夫君	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）
一、去る十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	一、去る十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	一、去る十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	一、去る十七日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。	（内閣提出第三号）	（議案付託）
災害地対策特別委員	中島 巍君	五島 虎雄君	（議案付託）	（議案付託）	（議案付託）